

## 5.2 WEO/GEO設立必要・賛成論

- 気候変動、オゾン層の破壊、海洋汚染、漁業資源の激減など、WEO/GEOが取り扱うべき問題は多い。
- UNEPはこれらの問題を管轄していない。
- WEO/GEOは国境を越える環境問題(有害廃棄物)や国際公共財(生物の多様性)の管理に適している。
- レジーム内の統一性を促進する。
- 経済性と効率性を達成する。
- 他の国際機関との協力して環境問題に取り組める。
- WEO/GEOはWTO、世銀、国連開発計画(UNDP)などと協力しながら、環境保護の目的の擁護者となる必要がある。
  - ◆ **行き過ぎを抑えて均衡をとるシステムが必要 (a system of checks and balances)**
- 企画と予算を組む機能のみをもったWEO/GEOを手始めに始めること。
  - ◆ 地球環境ファシリティ(GEF)に着目

## 5.3 WEO/GEO設立不要・反対論

- 現在のガバナンスの漸進的な改善で十分で、他の方法はうまくいきそうにない。
- 一つのWEO/GEOで対処するには、環境問題はあまりに複雑すぎる。
- その他の一連の不要・反対論：
  - ◆ 「野心的過ぎる」、「中央集権的」、「『北』の意向に左右されるだろう」、「(議論が)洗練されていない」、あるいは「不必要」など。
- 初めの第一歩は、関連する多国間環境協定を三つか四つのグループにまとめ、各々を統括する新しい環境レジームを設立し、そしてUNEPを廃止あるいは改革すること。

## 5.4 地球環境ガバナンスの選択肢

基本的な観点	地球環境ガバナンスの選択肢及び将来
新・現実主義者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の競合する特定問題限定のレジーム</li> <li>・ガバナンスの選択肢である自由市場の有効活用</li> <li>・官僚や科学者のネットワークが支配的なガバナンス</li> </ul>
新・制度論者	効率を高めるために、問題領域毎に(大気、海洋、河川など)グループ別にまとめられたレジームあるいは機能
理想主義者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際環境機構(WEO)などによる、強力かつ垂直そして中央集権的に統合された地球環境ガバナンス</li> <li>・持続可能な開発という国際法が革新的に発展(=「法の支配」)</li> </ul>

### まとめ-1

- 急性疾患的資源・環境問題と慢性疾患的環境問題
- 世界政府が存在していない現状で、どのように国際的な問題に対処していくのか。
  - ◆ グローバル・ガバナンスは地球政府(グローバル・ガバメント)を意味しない。
  - ◆ ガバナンスとは、統治あるいは舵取りという意味。
  - ◆ 持続可能で効果的なレジームの必要条件 = 有効な参加のインセンティブ(個別的な合理性や集団的な合理性)そして衡平(=正当性のある)国際合意内容
- 多くの世界的課題は世界的な取り組みを要請している。
- 多層なレベル(個人、市民社会/町内会、地方、国内、国際レベル)で、多様な行為者(市民、民間の営利・非営利団体、地方・中央政府、政府間機関、国際機関)が、民主的な問題解決を絶えず追求することがグローバル・ガバナンスである。
  - ◆ 民主的なガバナンスには、意思決定過程の透明性、説明責任、参加型意思決定過程、補完原則などが欠かせない。
- 市民あるいは個人は、様々な問題に対して利害を共有するステークホルダーの一翼を担う。

## まとめ-2

- 「持続可能な開発」などの地域、国、国際社会が目指すべき望ましき社会像が描かれている。後は、『アジェンダ21』（持続可能な社会形成のための行動計画）などを実施しながら、個人、市民、民間企業、地方自治体、中央政府などがグローバル・ガバナンスに積極的に参加していくことが肝要。
- 持続可能な社会の未来像には環境倫理の発展とガバナンス・システムの発展が不可欠
- 現在の地球環境ガバナンスの構造は未発達

## 付録：「環境と開発に関するリオ宣言」

### 前文

- 第1原則[人々の権利]
- 第2原則[環境に対する国の権利と責任]
- 第3原則[開発の権利]
- 第4原則[持続可能な開発]
- 第5原則[貧困の根絶]
- 第6原則[途上国の特別な状況]
- 第7原則[共通であるが差異のある責任]
- 第8原則[生産消費様式・人口政策]
- 第9原則[科学的理解の改善]
- 第10原則[市民参加・救済手続]
- 第11原則[環境立法]
- 第12原則[環境と貿易]
- 第13原則[国内法整備]
- 第14原則[有害物質の移転防止]
- 第15原則[予防的方策]
- 第16原則[汚染者負担]
- 第17原則[環境影響評価]
- 第18原則[緊急事態の通報・支援]
- 第19原則[事前通報・情報提供]
- 第20原則[女性の役割]
- 第21原則[青年の役割]
- 第22原則[先住民の役割]
- 第23原則[抑圧下人民の保護]
- 第24原則[武力紛争時の環境保護]
- 第25原則[相互依存性]
- 第26原則[紛争の平和的解決]
- 第27原則[国際協力]

# 「アジェンダ21」行動計画目次

## 第1章 前文

### セクションI 社会的・経済的側面

第2章 開発途上国の持続可能な開発を促進するための国際協力と関連国内政策

第3章 貧困の撲滅

第4章 消費形態の変更

第5章 人口動態と持続可能性

第6章 人の健康の保護と促進

第7章 持続可能な人間居住の開発の促進

第8章 意思決定における環境と開発の統合

### セクションII 開発資源の保護と管理

第9章 大気保全

第10章 陸上資源の計画及び管理への統合的アプローチ

第11章 森林減少対策

第12章 脆弱な生態系の管理：砂漠化と旱魃の防止

第13章 脆弱な生態系の管理：持続可能な山岳開発

第14章 持続可能な農業と農村開発の促進

第15章 生物の多様性の保全

第16章 バイオテクノロジーの環境上の適正な管理

第17章 海洋、閉鎖性及び準閉鎖性海域を含む全ての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発

第18章 淡水資源の質と供給の保護：水資源の開発、管理及び利用への統合的アプローチの適用

第19章 有害かつ危険な製品の不法な国際的取引の防止を含む、有害化学物質の環境上適正な管理

第20章 有害廃棄物の不法な国際的取引の防止を含む、有害廃棄物の環境上適正な管理

第21章 固形廃棄物及び下水道関連問題の環境上適正な管理

第22章 放射性廃棄物の安全かつ環境上適正な管理

セクションIII 主たるグループの役割の強化 第23章 前文

第24章 持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動

第25章 持続可能な開発における子供及び青年

第26章 先住民及びその社会の役割の認識及び強化

第27章 非政府組織(NGO)の役割の強化：持続可能な開発のパートナー

第28章 アジェンダ21の支持における地方公共団体のイニシアティブ

第29章 労働者、労働組合の役割

第30章 産業界の役割

第31章 科学および技術的コミュニティ

第32章 農民の役割の強化

セクションIV 実施手段

第33章 資金源及びメカニズム

第34章 環境上適正な技術移転、協力及び対処能力の強化

第35章 持続可能な開発のための科学

第36章 教育、意識啓発、研修の推進

第37章 開発途上国における協力能力開発のための国のメカニズム及び国際協力

第38章 国際的な機構の整備

第39章 国際法措置及びメカニズム

第40章 意思決定のための情報

## GEF

- 世界銀行、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP) の3実施機関により共同運営されており、世界銀行に信託基金を設置している。加盟国176。
- GEFの対象分野は、地球温暖化の防止；生物多様性の保護；国際水域汚染の防止；オゾン層の保護；土地劣化防止；残留性有機汚染物質対策
- GEFは事業などに資金を供給する機関で、資金を受けて事業を実施する機関は国連機関や世銀からなる。
- 小さな官僚組織で運営されている。
- 主要な多国間環境協定 (MEAs) と密接な関係にある。
- 諮問会議などにNGOの参加を認める。
- 意志決定過程の透明性を保っている。
- 理事会は32加盟メンバーという妥当な規模で、開発国より途上国の代表の方が多い、など。